

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 6月号

不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保
～不法就労・不法滞在防止にご理解とご協力を～

不法就労防止にご協力ください

不法就労は法律で禁止されています。不法就労をした外国人だけでなく、当該外国人を雇用して不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。

外国人を雇用しようとする際に、在留カードを確認しなかったなど、尽くすべき手段を尽くさなかった場合には、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、処罰を免れません。（不法就労させたり、不法就労をあっせんした人は「不法就労助長罪（3年以下の懲役、300万円以下の罰金）」となります。）

警察では、不法就労等について厳正な取締りを行っているほか、外国人留学生や、技能実習生等に対して、事件・事故等の被害に遭わないためにアドバイスを行うなどの活動も行っています。

不法滞在者とは

不法滞在者とは

- 不法残留者 …許可された在留期間を超えて滞在している外国人
- 不法入国者 …旅券を持たずに入国した外国人、あるいは偽造された旅券で入国した外国人
- 不法上陸者 …旅券は有効でも、上陸許可を受けずに上陸した外国人をいいます。

不法就労とは

不法就労となるのは次の3つの場合です。

- 不法滞在者が働く場合
(例) 密入国した外国人や不法残留の外国人が働く
- 出入国在留管理局から働く許可を受けていないのに働く場合
(例) 観光目的の旅行者や留学生として入国した外国人が許可を受けずに働く
- 出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働く場合
(例) 外国料理店のコックとして働くことを認められた外国人が機械工場で単純労働者として働く

確実な身分確認を

外国人を雇用する際には在留カードや旅券の在留資格、在留期間、就労制限の有無等の記載事項をよく見て、不法滞在者ではないか、働くことのできる在留資格であるかなどを丁寧に確認してください。

「留学」「家族滞在」「研修」「文化活動」「短期滞在」の在留資格で在留している外国人は原則として就労が認められておらず、日本で働くためには資格外活動許可を受ける必要があります。

最近では、不法滞在者や就労制限がある外国人が、偽変造の在留カードを悪用して、不法就労しているケースも多発しています。

正規の在留カードは、カード表面にホログラムやカードを傾けて色が変わる部分があるなど、偽変造防止対策が施されています。

事業主の方は、外国人を雇用する際、在留カードなどにより身分確認を確実にし、不法滞在者等を発見したときや、不審に思ったときはすぐに警察に通報してください。

